

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2014年8月号 (No. 68)

平井会計事務所 税理士 平井満広

〒108-0023 東京都港区芝浦4-19-1

芝浦アイランドケーブタワー-2305号

電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350

Mail:m\_hirai@hirai-ao.com

URL:http://www.hirai-ao.com/

## 2,000円で特産品をもらおう！オトクがいっぱいふるさと納税

税金を納めるのは国民の義務ですが、どうせ納めるならちょっとでもトクしたい！と思いますよね。そんな国民の声に応える制度が「ふるさと納税」です。税金をたくさん納める人もそうでない人も、まずは必見です。

### ◆「ふるさと納税」とは

「ふるさと納税」とは、自分が住んでいる地域とは別の都道府県や市区町村に寄付をしたさいに税金が一部軽減される、という制度です。例えば「東京都にお住まいで年収500万円の独身の方」が「出身地の山口県に30,000円の寄付をした」場合は、最大28,000円が税金から控除されます(住宅ローン控除を受けている等の個々の状況によって控除額は少なくなる場合があります)。これだけだと30,000円の寄付に対して28,000円節税になるだけ(2,000円の自己負担が発生)でそれほどおトク感はありません。しかし「ふるさと納税」の魅力はここからです。実はなんと、自治体によっては寄付のお礼として特産品がもらえるのです。例えば、山口県の自治体では以下の特産品がもらえるようです。

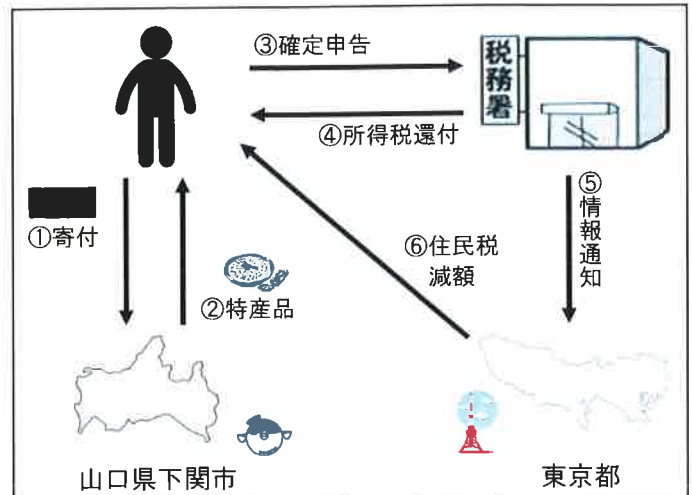
特典	自治体	寄付額
とらふく刺・ちりセット	山口県下関市	3万円以上
長州ながと和牛「すき焼き用」	山口県長門市	1万円以上
大島なまこの「このわた」	山口県周防大島町	1万円以上
瀬祭の酒粕を使用したまんじゅうとあまざけ	山口県岩国市	1万円以上
萩の海幸・六珍セット	山口県萩市	1万円以上

先程の事例だと、寄付した先が下関市であれば2,000円の自己負担で「とらふく刺・ちりセット」がもらえる、ということになります。

### ◆「ふるさと納税」はどうやって受けるの

「ふるさと納税」の興味がわいてきたところで具体的な手続きをご紹介します。まずは平成26年中にお目当ての自治体に寄付し、自治体から発行される領収書等を大事に保管しておきます。次に、平成26年分の源泉徴収票を勤務先からもらいます(年末頃に発行されます)。翌年の平成27年2月になったら寄付金の領収書と源泉徴収票を持って、最寄りの税務署で確定申告をします(3月15日まで)。これだけで税務署から税金の一部が戻り、さらに

平成27年6月以降の住民税も一部減額されます。これで結果的に自己負担が2,000円になります。



ちなみに寄付する自治体は出身地や故郷でなくても構いません。魅力的な特産品をお目当てに縁もゆかりもない自治体に寄付することもできます。複数の自治体に寄付をすることも可能です。長門市、周防大島町、岩国市にそれぞれ1万円の寄付もできます。その場合も自己負担は2,000円です。なお、給与収入や家族構成によっては一定額以上の寄付をすると自己負担が2,000円以上になる場合があるので注意が必要です。例えば給与収入が300万円で独身の人が16,000円以上の寄付をすると自己負担は2,000円以上になります。下の表に一例をご紹介しているので参考にしてください。

### ＜自己負担が2,000円以上になる寄付額の目安＞

給与収入	独身	夫と専業主婦	夫婦共働き 大学生の子1人
300万円	16,000円以上	12,000円以上	10,000円以上
500万円	34,000円以上	30,000円以上	27,000円以上
700万円	59,000円以上	55,000円以上	53,000円以上

### ◆2015年度から拡充！

最後に嬉しいお知らせがあります。なんと2015年から「ふるさと納税」はさらにパワーアップします。例えば確定申告の手続きが省略できたり、控除を受けられる額が引き上げられる予定です。さらにおトクになる「ふるさと納税」から、これからも目が離せませんね！

このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送りさせて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒[http://blog.goo.ne.jp/hirai\\_tax/](http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/)